

何じゃこりゃ！！

年休発給率	20.6%
平均発給日数	17.4日！

全乗務員の皆さん！！

- ◎28年度末、年休は失効しませんでしたか？
- ◎年休失効した貴方に、会社から謝罪及び説明はありましたか？
- ◎貴方は、年間休日120日と年休20日の合計140日+αの日数が付与されていますか？

28年度、東海労大二運分会の組合員7名が年休を失効しました。

その責任は100%会社にあります。

失効した組合員の年間年休発給率は最も低い組合員で20.6%の低率で、高い組合員でも44.1%でした。

また、分会全体の年間年休発給率は37.5%で年間平均年休発給日は17日に過ぎませんでした。

年休失効する組合員が運転科長に問うたら「精一杯やっている」と・・・これって詭弁に過ぎないのではないのでしょうか！？

労働基準法では、年休を申請した時季に会社は100%発給できるように努力をしなければなりません。

例えば会社は、臨時列車を運行する場合、必要な車両と要員を確保する努力義務を精一杯果たします。

年休を発給する場合についても会社は、同様に必要要員を確保する努力義務があるわけです。

***会社は、失効した年休の損失を補償せよ！**

***会社は、所内全体の28年度年間年休発給率と年間平均発給日を明らかにせよ！**